

認定番号	01P-026-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	オリエンタル白石株式会社
作業所名	東九州道(志布志～大崎)菱田川橋上部工工事作業所
作業所所在地	鹿児島県志布志市有明町野井倉地先
工期(自)～(至)	平成29年6月1日～平成31年1月31日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	橋梁・高架構造物工事
工事概要 (120字以内)	PC2径間連続ラーメン箱桁橋 橋長 L=175.0m 片持ち架設工法

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

① 置かれている機器類の写真



② 冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文

場所打ち施工（10月から現場施工開始）のため、以下を実施中。

- ・作業箇所全体をブルーシートで覆い、ジェットヒーター2台を用いて暖める。
- ・ヒートショックによる身体への負担に配慮して、室内外温度計を設置して内外の温度差の管理を行う。
- ・当作業所における設定温度の目標値は、作業所内温度：15℃～20℃とする。但し、内外温度差を10℃以下となるよう調整する。換気は1時間に1回、職員が行う。

以上の結果、内外温度差10℃以下を確保することで、ヒートショックによる身体への負担を考慮した快適な作業空間を維持できている。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

① 飲料等の種類

経口補水液、スポーツドリンク、塩飴や塩分タブレット、携帯用の冷却パック



② 常備の状況

- ・作業場及び現場休憩所に、熱中対策グッズを常備している。
- ・すぐに口にできるように、作業する場所に配置している。
- ・冬季においても、空気の乾燥等による影響によって生じる流行風邪にも配慮して、飲料水等を常備している。



【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

① 服装の写真



② その服装の冷却・保温機能(効果)

内蔵されたカーボンファイバーヒーターによって、首や肩が温められる。



③ 制度の内容

元請けが購入し、協力会社の作業員へ支給する。尚、支給対象は、外気温対策を施した作業室以外で作業する者とする。

④ 支給または購入費補助の実績

作業室以外で作業する4名に支給した。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

- ① 施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一): 標識などの設置による作業空間・広い通路の確保

① 施策の内容が分かる写真



② その具体的な機能・効果

標識の設置ならびに通常より幅広で高い作業通路 (B=1.1m, H=1.75m) を確保した。

■施策(二): 赤外線センサ音声案内機による注意喚起

① 施策の内容が分かる写真



② その具体的な機能・効果

右に示す。



■施策(三): 整理整頓の実施

① 施策の内容が分かる写真

右に示す。

② その具体的な機能・効果

・河川内の施工ヤードが狭いため、資材置場等をカラーコーンで明確に仕切り、整理整頓に努めた。



・整理整頓の維持管理は、現場所長巡回時の確認項目である。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

① 施策の内容が分かる写真、② その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3 施策までご記載ください(1 施策につき1 ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一): 粉塵対策(工所用道路を散水)

① 施策の内容が分かる写真



② その具体的な機能・効果

生コン車・資機材トラック搬出入時、粉塵が舞いあがらないように散水を行っている。

■ 施策(二): 音環境対策(樹脂製ハンマーの使用)

① 施策の内容が分かる写真



② その具体的な機能・効果

樹脂製のヘッドを用い、支保工の組立解体時の大きな金属打撃音を無くした。

■ 施策(三): 音環境対策(防音シート・作業用耳栓)

① 施策の内容が分かる写真



② その具体的な機能・効果

- ・ 架設機材組立時のボルト締付作業周辺を防音シートで囲い、騒音を低減させた。
- ・ 作業員は、防音保護具として作業用耳栓を使用。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、

① 施策の内容が分かる写真

② その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一): 高い作業効率、負担軽減のシステム足場「NDシステム:NETIS KT-160006-A」

① 施策の内容が分かる写真

柱頭部の足場材に使用。



進化する新世代足場 ND system ダーウィン



■ 枠組足場との掛けバラシ比較(当社比)

足場種別	㎡	組立人数	組立時間	解体人数	解体時間
高層用	2000	100	270分	100	150分
中層用	1000	50	135分	50	75分
低層用	500	25	67.5分	25	37.5分
合計	4000	180	472.5分	180	262.5分

作業種別	㎡	組立人数	組立時間	解体人数	解体時間
A	2700	85	2265分	45	90分
B	2175	71	1867.5分	28	56分
C	2400	90	2520分	45	90分
D	2700	75	2025分	25	50分
E	2925	90	2205分	28	56分
F	2250	65	1650分	22	44分
G	3000	110	2850分	35	70分
H	1725	45	1125分	22	44分
I	1725	50	1275分	25	50分
J	2925	85	2205分	27	54分
合計	41000	1134	387分	78	156分

組立効率 27%アップ 解体効率 15%アップ

② その具体的な機能・効果

- ・ 支柱外径(φ48.6mm⇒φ42.7mm)の軽量化
- ・ 作業ステップ(8⇒3工程)の低減で組立効率27%アップ、解体効率15%アップ(メーカーカタログより)

■ 施策(二): 重量を分散するベルトサスペンダーで負担軽減

① 施策の内容が分かる写真

作業員に支給。



重量を分散するSEGサスペンダー

貴人さんの腰に重い道具を預けています。そこでタナには肩に重量を分散するサスペンダーを提案します。本人の体型と動作を詳細に調査し、貴人さんの腰より、作業現場を地盤面に分散し、腰に負担を軽減します。

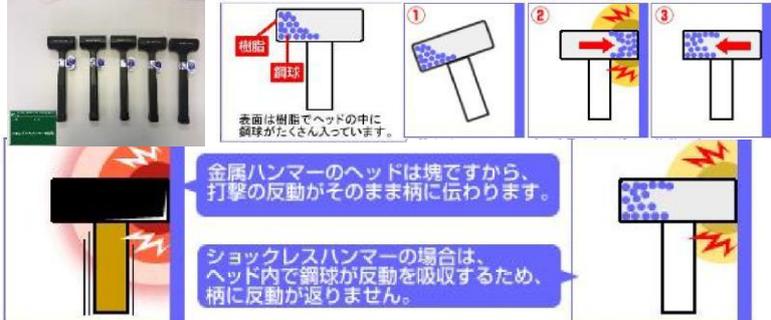


② その具体的な機能・効果

腰道具の重量をサスペンダーで肩に分散している。

■ 施策(三): 打撃力を向上し、反動を吸収するショックレスハンマーの使用

① 施策の内容が分かる写真



② その具体的な機能・効果

労力および反動の低減で、支保工や型枠の組立解体時の身体への負担を大幅に軽減。

【審査項目⑦】 《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

■施策(二)

■施策(三)

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

① 施設・設備の内容が分かる写真



② 説明文

休憩所はソーラーハウスとし、冷暖房設備を完備している。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

① 施設・設備の内容が分かる写真



② 説明文

- ・分煙するため、喫煙所は屋外に設けている。
- ・会社から分煙の通達で厳しくルール化されている。

平成29年10月10日

福岡支店 社員各位

受動喫煙を防止するためのルール制定

福岡支店長

労働安全衛生法の一部改正により、平成27年6月1日以降職場の『受動喫煙防止対策』が事業者の努力義務となった。全ての事業者が対象であり、労働者の受動喫煙を防止するため「事業者および事業場の実情に応じた適切な措置」をとるよう努めるものとしている。(労働安全衛生法第68条の2) 同時に、厚生労働省の研究班より、受動喫煙が原因で年間15,000人が死亡しているという推計が発表されている。(2010年の推計では肺がんや心筋梗塞約による6,800人であったが、その後、脳卒中との因果関係が明らかになったことから、脳卒中による死亡の約8,000人が上積み) 法で禁じられていない以上、喫煙者には吸う権利があるのは理解できる。しかし、非喫煙者にしてみると無理やりタバコを吸わされ健康を害されていることになり、そのことに大きな不安・不満を感じる方もいる。福岡支店では、社員の健康を守り、社員および現場で働く作業員の意識を高めていく必要があると考え、福岡支店内の事業所を対象とする『受動喫煙を防止するためのルール』を制定し、以下のとおり通達する。

■福岡支店受動喫煙防止ルール

- ① 次の場所では完全禁煙とする。
現場事務所内、工場事務所内、詰所内、休憩所内、リース車車内（ただし換気設備のある専用の喫煙室を設けた場合を除く）
- ② 事務所・休憩所・トイレへの出入口等、常時、人が往来する通り道には喫煙場所を設けない。
（占有区域・施工ヤードが狭く、やむを得ない場合を除く）
- ③ 会社主催の懇親会等の開催は、できる限り禁煙の飲食店を選択する。やむを得ず会場が分煙・喫煙となる場合は、あらかじめ参加対象者にその旨を通知する。（参加・不参加の判断材料とするため）
- ④ 医学的な安全性が不明なため、現状では電子タバコも葉タバコと同じ扱いとする。

以上

【審査項目⑪】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

シャワー室等の洗身施設を設置していること

① 施設・設備の内容が分かる写真



② 説明文

シャワー室を設置し，当日最後に使用したものが清掃している。

【審査項目⑫】《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)運動施設の設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

ルームランナーを2台設置している。

■施策(二):仮眠室の設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

扉のある仮眠室を1部屋設け、横になれるスペースおよび簡易ベットを2台置いてい

■施策(三):体調不良がわかる血圧測定の習慣付け

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

毎朝血圧を測り、チェックシートで体調管理を行っている。体調不良時は休ませる。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一):洗面所の設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

作業所に洗面所を設置し、鏡やハンドソープも常備している。

■施策(二):更衣室の設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

更衣室1部屋設置し、着替える際の洋服掛け用(鏡付き)のロッカーを4台置いてい

■施策(三):鍵付きロッカーの設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

鍵付きロッカーを6台設置し、荷物や貴重品を置くようにしている。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四):自動販売機の設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

ジュースの自動販売機を1台設置している。

■施策(五):冷蔵庫・電子レンジの設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

冷蔵庫1台や電子レンジ1台を設置している。

■施策(六):ウォーター(水, お湯)サーバーの設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

ウォーターサーバーを1台設置し、予備ボトルを常備している。食事の際に、水やお湯(味噌汁やカップ麺等)が使えるようにしている。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

① 掲示している建退共制度適用標識シールの写真



② 加入周知に用いた資料(ポスター等)



③ 加入周知の方法

ポスターの掲示および建設業退職金共済制度の手引き(16枚/部)を全員に配布した。

【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限: 100 時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

① 具体的な数値目標

- ・年間の上限 : 960 時間
- ・複数月の上限 : 480 時間
- ・1か月の上限 : 80 時間

② 目標達成のための取り組み方法

会社の取り組みとして以下3つを行い、目標を達成する。

1. 執行役員会議での報告事項

- ・月 60 時間を超える場合には事前に工事部長の承認を得るとともに、執行役員会議で理由を報告しなくてはならない。

2. 組織的に管理

- ・時間外労働をする場合、事前に予定労働時間と理由を記載した『過勤務・深夜勤務 申請・実施報告書(以下、過勤務申請)』で申請を行い、上司承認の上で時間外労働を行う。
- ・時間外労働の実施後に、過勤務申請に労働時間を記入し、上司が確認を行う。
- ・上司は目標を確実に達成できるように、業務内容の改善や配分を行う。

3. 周知と協力会社への要請

- ・現場事務所に 36 協定を掲示し職員への周知と、協力会社に自主規制の要請を行った。

③ 目標に対する達成度

36 協定を終結している従業員:4名の達成度(H29.7.1~H30.1.30 の7か月の達成度)

- ・年間の上限 : 960 時間 ⇒ 7か月で、4名ともに 420 時間以下(7か月指標:560 時間以下)であり、達成度は 100%であった。
- ・複数月の上限 : 480 時間 ⇒ 複数月 3 か月で、4名ともに 240 時間以下(3か月指標: 240 時間以下)であり、達成度は 100%であった。
- ・1か月の上限 : 80 時間 ⇒ 4名ともに月 60 時間以下であり、達成度は 100%であった。

【審査項目⑰】 ≪長時間労働の是正≫

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

・着工日が平成28年12月1日以前の場合

→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

・着工日が平成28年12月1日より後の場合 ⇒当現場の着工は、平成29年10月1日

→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6		
平成29年1月	7		
2月	6		
3月	6		
4月	7		
5月	6		
6月	6		
7月	7		
8月	6		
9月	6		
10月	7		
11月	6	4(-2)	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
12月	7	7	3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	8(+2)	1(月)、2(火)、3(水)、7(日)、14(日)、20(土)、21(日)、28(日)

【審査項目⑱】《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):毎週水曜日はノー残業デー

① 具体的な数値目標

毎週水曜日は定時退社とし、目標は100%

② 目標達成のための取組み方法

支店の取組として、『毎週水曜日はノー残業デー』のポスターの掲示および支店管理部より社内ネットで毎週呼びかけを行っている。

③ 目標に対する達成度

達成度は100%である。



■施策(二):休日取得管理シートによる推進

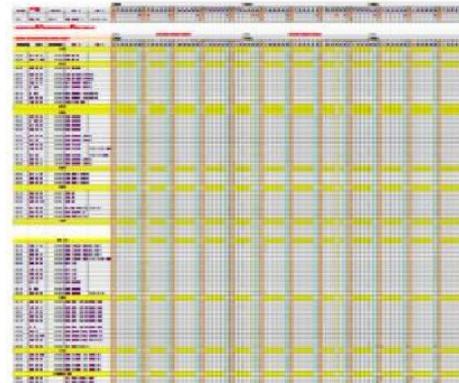
① 具体的な数値目標

当現場は、4週6休を目標としている。

② 目標達成のための取組み方法

支店の取組として、『休日取得管理シート』を社内ネットに公開し、取得状況を他現場と比較できるなど、更に推進できるような取り組みを行っている。

③ 目標に対する達成度



■施策(三)

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):職長会による安全パトロールの実施

① 施設の内容が分かる写真

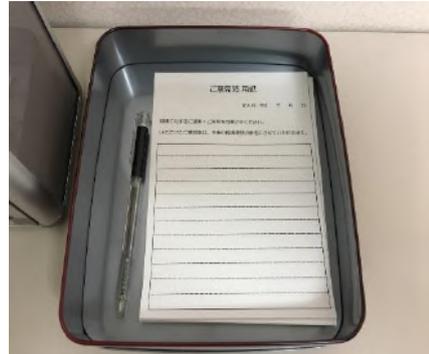


② 説明文

週1回、職長会による安パトを実施している。

■施策(二):ご意見箱の設置

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

無記名で、現場に対する提案や意見を収集する『ご意見箱』を設置している。収集した意見は、今後の現場運営の参考にする。

■施策(三):メンタルヘルス対策

① 施設の内容が分かる写真

※労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル:
厚生労働省 改訂平成28年4月



職業性ストレス簡易調査票 (簡易版23項目)		性別	年齢	職種	部署
1. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
2. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
3. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
4. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
5. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
6. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
7. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
8. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
9. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
10. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
11. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
12. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
13. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
14. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
15. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
16. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
17. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
18. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
19. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
20. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
21. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5
22. 職場の仕事内容が得意であること	1	2	3	4	5
23. 職場の仕事内容が得意でないこと	1	2	3	4	5

② 説明文

『職業性ストレス簡易調査票 (簡易版23項目)』を記入してもらい、※P43の判断基準により評価した。結果、高ストレス者はいなかった (高ストレス者には、当社の産業医に相談)。

【審査項目②】《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一):デザイン工事看板で、工事内容をわかりやすく説明

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

現場入口に第三者にわかりやすい施工ステップ図や特徴を書いた工事看板を設置した。

■施策(二):フラワーポットで明るく

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

地域の方が通行する道路に面した現場事務所前にフラワーポットを設置した。

■施策(三):仮囲いには木製ラティスを使用

① 施設の内容が分かる写真



② 説明文

現場事務所の仮囲いは、周辺環境にあわせた園芸用の木製ラティスを使用した。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	0
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 11

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	2
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 25

総合計: 36

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

⑦(一):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。

・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。